

栃木つつじ生活協同組合

生命医療共済  
ご契約のしおり

「事業規約」



栃木つつじ生活協同組合は、組合員の相互扶助によって  
生活向上をはかることを目的としております。

この『ご契約のしおり』には、「生命共済」についての  
加入上の重要な事項が説明されておりますので、  
必ずご一読のうえ、共済加入証書とともに  
大切に保管いただくようお願いいたします。

TOCHIGI  
TUTUJI  
SEIKYO

栃木県認可 栃木県指令くらし第 271 号

栃木つつじ生活協同組合

第1章 総 則	第46条 (交通事故通院共済掛金額) ……13
第1節 通則	第47条 (交通事故通院共済金の支払い) ……13
第1条 (通 則) ……3	第48条 (交通事故通院共済金を支払わ ない場合) ……14
第2条 (用語の定義) ……3	第49条 (不慮の事故死亡・後遺障害共済金額) ……14
第2節 共済契約関係者	第50条 (不慮の事故死亡・後遺障害共済 掛金額) ……14
第3条 (共済契約者の範囲) ……4	第51条 (不慮の事故死亡・後遺障害共済 金の支払い) ……14
第4条 (被共済者の範囲) ……4	第52条 (不慮の事故死亡共済金の支払額) ……14
第5条 (共済金受取人) ……5	第53条 (不慮の事故後遺障害共済金の支払額) ……14
第3節 共済契約の締結	第54条 (不慮の事故死亡・後遺障害共 済金を支払わない場合) ……15
第6条 (契約内容の提示) ……5	第55条 (不慮の事故入院共済金額) ……15
第6条の2 (重複契約) ……5	第56条 (不慮の事故入院共済掛金額) ……15
第7条 (共済契約の申込み) ……6	第57条 (不慮の事故入院共済金の支払い) ……15
第8条 (共済契約の申込みの撤回) ……6	第58条 (不慮の事故入院共済金を支払 わない場合) ……15
第9条 (共済契約申込みの諾否) ……6	第59条 (不慮の事故通院共済金額) ……15
第10条 (共済契約の発効日および時刻) ……6	第60条 (不慮の事故通院共済掛金額) ……16
第11条 (共済契約の更新) ……6	第61条 (不慮の事故通院共済金の支払い) ……16
第12条 (共済契約の型の移行) ……6	第62条 (不慮の事故通院共済金を支払 わない場合) ……16
第13条 (共済掛金の払込み) ……7	第63条 (疾病死亡・重度障害共済金額) ……16
第14条 (共済掛金の払込猶予期間) ……7	第64条 (疾病死亡・重度障害共済掛金額) ……16
第15条 (質入等への禁止) ……7	第65条 (疾病死亡・重度障害共済金の支払い) ……16
第4節 共済金の請求および支払	第66条 (疾病死亡・重度障害共済金を支 払わない場合) ……16
第16条 (共済金の請求) ……7	第67条 (疾病入院共済金額) ……16
第17条 (共済金の支払い) ……7	第68条 (疾病入院共済掛金額) ……16
第18条 (生死不明の場合の共済金の支払い) ……8	第69条 (疾病入院共済金の支払い) ……17
第19条 (共済金の返還) ……8	第70条 (疾病入院共済金を支払わない場合) ……17
第20条 (時 効) ……8	第71条 (交通事故手術共済金額) ……17
第5節 共済契約の終了	第72条 (交通事故手術共済掛金額) ……17
第21条 (共済契約の失効) ……8	第73条 (交通事故手術共済金の支払い) ……17
第22条 (共済契約の解約) ……8	第74条 (交通事故手術共済金を支払わ ない場合) ……17
第23条 (共済契約の無効) ……8	第75条 (不慮の事故手術共済金額) ……17
第24条 (共済契約の解除) ……8	第76条 (不慮の事故手術共済掛金額) ……17
第25条 (詐欺行為または強迫行為による解除) ……9	第77条 (不慮の事故手術共済金の支払い) ……17
第26条 (共済契約の消滅) ……9	第78条 (不慮の事故手術共済金を支払 わない場合) ……18
第6節 共済契約関係者の異動等	第79条 (疾病手術共済金額) ……18
第27条 (共済契約による権利義務の承継) ……9	第80条 (疾病手術共済掛金額) ……18
第28条 (共済契約者の通知義務) ……9	第81条 (疾病手術共済金の支払い) ……18
第29条 (必要事項の報告) ……9	第82条 (疾病手術共済金を支払わない場合) ……18
第30条 (通知および報告の不履行) ……10	第83条 (悪性新生物診断共済金額) ……18
第2章 共済契約	第84条 (悪性新生物診断共済掛金額) ……18
第1節 共済掛金建プラン、共済金建プラン	第85条 (悪性新生物診断共済金の支払い) ……18
第31条 (共済金額) ……10	第86条 (悪性新生物診断共済金を支払 わない場合) ……18
第31条の2 (共済掛金額) ……11	第87条 (責任開始日以前の悪性新生物診断 確定による共済契約の無効) ……18
第32条 (共済金の支払い) ……11	
第33条 (共済金を支払わない場合) ……11	
第2節 こども医療プラン	
第34条 (こども医療プランの共済金額 の最高限度額) ……11	
第35条 (交通事故死亡・後遺障害共済金額) ……11	
第36条 (交通事故死亡・後遺障害共済掛金額) ……12	
第37条 (交通事故死亡・後遺障害共済 金の支払い) ……12	
第38条 (交通事故死亡共済金の支払額) ……12	
第39条 (交通事故後遺障害共済金の支払額) ……12	
第40条 (交通事故死亡・後遺障害共済 金を支払わない場合) ……12	
第41条 (交通事故入院共済金額) ……13	
第42条 (交通事故入院共済掛金額) ……13	
第43条 (交通事故入院共済金の支払い) ……13	
第44条 (交通事故入院共済金を支払わ ない場合) ……13	
第45条 (交通事故通院共済金額) ……13	
	第3章 共済事業の実施方法
	第88条 (責任準備金および支払備金) ……19
	第89条 (異議申立ておよび審査委員会) ……19
	第90条 (細 則) ……19
	第91条 (規約の改廃) ……19
	附 則
	お客様に関する情報の取り扱いについて ……20

# 第1章 総則

## 第1節 通則

(通則)

**第1条** 栃木つづじ生活協同組合(以下「組合」といいます。)は、組合の定款の定めによるほかこの規約の定めにより、定款第69条(事業の品目等)第1項第1号に掲げる事業として、共済事業を実施するものとします。

(用語の定義)

**第2条** この事業規約において使用される用語の定義は、次のとおりとします。

- (1)「共済事業」とは、組合が、共済契約者から共済掛金の払込みを受け、共済事故に対して共済金を支払う事業をいいます。
- (2)「共済事故」とは、共済期間中に被共済者について生じた死亡・障害等、入院、通院、手術、悪性新生物の発症等、共済金を支払う原因となる事象をいいます。
- (3)「共済契約」とは、共済事業に基づく契約をいいます。
- (4)「共済契約者」とは、組合と共済契約を結び、契約上の権利(例えば共済金請求権など)を有し、義務(例えば共済掛金支払義務など)を負担する者をいいます。
- (5)「被共済者」とは、その人の死亡・障害等、入院、通院、手術、悪性新生物の発症等により、共済金の支払いの対象となる者をいいます。
- (6)「生計を一にする」とは、同居しているか否かにかかわらず、日常生活において互いの収入および支出を共同して計算することをいいます。
- (7)「共済加入証書」とは、共済金額や共済期間など契約の内容を具体的に記載した書面をいいます。
- (8)「発効日」とは、契約年齢や共済期間などの計算の基準となる日で、共済契約の効力の発生する日をいいます。
- (9)「共済期間」とは、発効日(共済契約が更新された場合は、更新後の共済契約の発効日とします。)から起算して1年をいいます。
- (10)「契約年齢」とは、共済契約の発効日または更新日現在における満年齢で計算し、一年未満の端数については切り捨てたものをいいます。
- (11)「応当日」とは、共済加入後に迎える毎月あるいは年ごとの発効日と同じ日をいいます。
- (12)「共済掛金」とは、共済契約に基づき共済契約者に払込みいただくお金で共済契約の型ごとに、別紙第1「生命医療共済金額算出方法書」に規定する方法により、その額が算出されたものをいいます。
- (13)「共済契約の型」とは、「掛金建プラン(夫婦2人を被共済者とするカップルプランおよびカップル長寿プラン、1人を被共済者とするシングルプランおよびシングル長寿プラン)」、「シングル100プラン」、「共済金建プラン(シングル400、シングル600、シングル800、シングル1000)」、「5歳階級プラン50・75・100および10歳階級プラン50・75・100)」および「子ども医療プラン」をいいます。
- (14)「告知事項」とは、共済契約を申込みれるときに、被共済者の現在の健康状態や過去の病歴、職業など共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要なもののうち告知書等で共済契約者と被共済者に質問した事項をいいます。
- (15)「告知義務」とは、共済契約を申込みれるときに、告知事項について共済契約者と被共済者が組合に告げる義務をいいます。
- (16)「告知日」とは、告知事項を組合に伝えた日をいいます。
- (17)「期間」とは、ある時点から他の時点まで継続する時の区分をいい、特に規定のある場合をのぞいて、日、月、または年の初日を算入します。
- (18)「共済期間の満了日」とは、共済期間の最終日を指し、月、または年で定められた期間の場合は、特に規定のある場合をのぞき、当該期間の起算日の応当日の前日とします。
- (19)「共済加入申込者」とは、共済契約への加入を申込みる者をいいます。
- (20)「疾病」とは、客観的な要因により体内機能の異常や不具合が生じた状態をいいます。
- (21)「傷害」とは、正常な身体機能や形態が外力によって損なわれた状態をいいます。
- (22)「交通事故」とは、疾病および関連保健問題の国際統計分類(ICD-10(2013年版)準拠基本分類表)第20章 傷病および死亡の外因の分類における「交通事故」をいいます。
- (23)「不慮の事故」とは、第22号の分類における「不慮の事故」から、同号で定義される「交通事故」を除いたものをいいます。
- (24)「細菌性食物中毒」とは、細菌が原因となる食中毒をいいます。細菌とは、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、リステリア、その他の細菌(サルモネラ菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、ボツリヌス菌)をいいます。

- (25)「交通乗用具」とは、道路運送車両法に定める「道路運送車両」、鉄道事業法に定める「鉄道事業の用に供する車両」、船舶職員法に定める「船舶」、航空法に定める「航空機」およびその他、別表1「交通乗用具対象表」に掲げる交通乗用具をいいます。
  - (26)「指定職業」とは、被共済者が従事する職業のうち、別表2「指定職業表」に掲げるものをいいます。
  - (27)「病院または診療所」とは、医療法に定める病院または患者の収容施設をもつ診療所をいいます。また、組合が認めた場合は、日本国外にある医療施設について病院または診療所に準ずるものをいいます。
  - (28)「平常の業務に従事すること」および「平常の生活を営むこと」とは、それぞれ、「有職者が通常の就業開始時から就業終了時までの間就業規則または就業契約等にないしは通常の業務を行うこと」および「第三者の介護または機器による補助なしに日常生活を営むのに必要な起居動作を行うこと」をいいます。
  - (29)「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
  - (30)「入院日数」とは、入院した日数をいいます。ただし、医師の指示または許可のもと、病院または診療所以外の場所に宿泊した日については、組合が認めた場合に限り入院日数に含まれます。
  - (31)「通院」とは、医師による治療が必要であるため、病院または診療所に通うことまたは往診により医師の治療を受けることをいいます。
  - (32)「医師」とは、医師法に定める医師および歯科医師法に定める歯科医師とします。ただし、被共済者が医師である場合は、被共済者以外の医師をいいます。
  - (33)「重度障害」とは、別表3「重度障害表」の第1級、第2級および等級が第3級で重複の障害がある人のいずれかの身体障害の状態であると医師が診断したものをいいます。
  - (34)「後遺障害」とは、身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなかつた後のものをいい、別表4「後遺障害認定割合表」に掲げるものをいいます。
  - (35)「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、別表5「手術の種類」に掲げるものをいいます。ただし、吸引、穿刺などの処置および神経ブロックを除きます。
  - (36)「悪性新生物」とは、悪性腫瘍細胞は存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病(ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く)、疾病および関連保健問題の国際統計分類(ICD-10(2013年版)準拠基本分類表)第2章 新生物より抜粋した、別表6「悪性新生物分類表」に掲げるものをいいます。
  - (37)「悪性新生物診断確定」とは、医師により、病理組織学的所見(注1)によって悪性新生物診断されることをいいます。
- (注1) 生検を含みます。また病理組織学的所見が得られない場合は、その他所見による診断確定も認めることがあります。

## 第2節 共済契約関係者

(共済契約者の範囲)

**第3条** 共済契約者は、組合の組合員とします。

2 共済契約者は、満20歳以上とします。

(被共済者の範囲)

**第4条** 被共済者(「カップルプランおよびカップル長寿プラン」においては、第1被共済者をいいます。)は、共済契約の発効日において次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者の配偶者
- (3) 共済契約者と生計を一にする上記以外の2親等以内の親族
- 2 「カップルプランおよびカップル長寿プラン」においては、夫婦2人を被共済者とし、共済契約締結時にいずれか生年月日の早い者(生年月日が同一の場合は、男性とします。)を第1被共済者とし、もう一方を第2被共済者とします。
- 3 被共済者となることのできる者の契約年齢は、共済契約の発効日において、以下の各号の範囲で、共済契約の型ごとに生命医療共済事業細則(以下「細則」といいます。)で規定します。
  - (1) カップルプラン：満20歳以上満80歳未満
  - (2) シングルプラン：満15歳以上満85歳未満
  - (3) カップル長寿プラン：満20歳以上満100歳未満
  - (4) シングル長寿プラン：満15歳以上満100歳未満
  - (5) シングル100プラン：満15歳以上満85歳未満

- (6) 共済金建プラン：満15歳以上満100歳未満  
(7) こども医療プラン：満0歳以上満20歳未満

(共済金受取人)

- 第5条** 共済金の受取人（以下「共済金受取人」といいます。）は、共済契約者となります。
- 2 第1項の規定にかかわらず、被共済者と同一人である共済契約者が死亡した場合の共済金受取人は、次の各号のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき者の順位は、次の各号の順序により、第2号から第5号までについては、それぞれ当該各号中の順序によります。
- (1) 共済契約者の配偶者  
(2) 共済契約者が死亡の当時、共済契約者と同居していた共済契約者の子、父母、孫、祖父および兄弟姉妹  
(3) 共済契約者が死亡の当時、共済契約者と同居していた共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父および兄弟姉妹  
(4) 第2号に該当しない共済契約者の子、父母、孫、祖父および兄弟姉妹  
(5) 第3号に該当しない共済契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父および兄弟姉妹
- 3 第2項に規定する場合において、同順位の共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合において、その代表者は、他の共済金受取人を代表します。
- 4 第1項、第2項および第3項の規定にかかわらず、共済契約者は、特に必要がある場合に限り、被共済者（未成年であるときは、その者の法定代理人）の同意を得て、共済金受取人を指定または変更することができます。この場合の共済金受取人は、共済金の代理請求ができます。
- 5 第4項の規定により、共済金受取人を指定または変更する場合、共済契約者は、細則に記載する必要書類を組合に提出しなければなりません。
- 6 共済金受取人の指定または変更は、共済金受取人の変更通知が組合に到達した場合は、共済契約者がその通知を組合に発したときから、その効力が生じます。
- 7 共済金受取人が指定または変更された場合、組合は、共済加入証書に表示します。
- 8 共済金受取人の変更通知が組合に到達する前に、組合が既に変更前の共済金受取人に共済金を支払っている場合は、当該支払をもって、共済金の支払いは完了したものとみなし、組合は重複して共済金を支払いません。
- 9 組合は、第4項の規定により指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。
- 10 第4項および第9項の規定により指定または変更されていた共済金受取人が死亡し、その後に変更されない場合の共済金受取人は、第2項および第3項に規定する順位および順序によります。
- 11 第1項、第2項、第3項、第4項、第6項、第7項、第8項、第9項および第10項に規定するほか、共済契約者は、共済金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、共済金受取人を変更することができます。この場合に、被共済者（未成年であるときは、その者の法定代理人）の同意を得なければ、その変更は、効力を生じません。
- 12 第11項の規定による共済金受取人の変更は、共済契約者が死亡した後、共済契約者の相続人（遺言執行者がいる場合は、その者を含みます。次項において同じ。）が、組合に通知しなければ、組合に対抗することはできません。この場合に、その通知が組合に到達する前に、組合が既に変更前の共済金受取人に共済金を支払っているときは、当該支払をもって、共済金の支払いは完了したものとみなし、組合は重複して共済金を支払いません。
- 13 第12項の通知をする場合は、共済契約者の相続人は、細則に記載する必要書類を組合に提出しなければなりません。
- 14 第12項および第13項により共済金受取人が変更された場合は、組合は、共済加入証書に表示します。

### 第3節 共済契約の締結

(契約内容の提示)

**第6条** 組合は、共済契約を締結するときは共済加入申込者に対し、この規約に規定する事項のうち、共済契約の内容となるべき重要な事項をあらかじめ正確に提示します。提示する内容は重要事項説明と表示し、別紙第2「重要事項説明」に掲げる項目とします。

(重複契約)

**第6条の2** 共済契約者は、同一の被共済者に関して、共済期間が重複する共済契約を、2契約以上締結することはできません。  
(共済契約の申込み)

**第7条** 共済加入申込者は、被共済者（未成年であるときは、その者の法定代理人）の同意を得て、次に掲げる事項を共済加入申込書に記入し、組合に提出しなければなりません。

- (1) 共済契約者の住所、氏名、生年月日、性別および押印
- (2) 共済掛金の振替口座
- (3) 被共済者の氏名、生年月日、年齢、性別および共済契約者との続柄
- (4) 被共済者が加入する共済契約の型、共済掛金および共済金
- (5) 被共済者の告知事項に対する回答
- (6) その他組合が必要と認めた事項

(共済契約の申込みの撤回)

**第8条** 共済加入申込者は、はじめて共済契約を締結する場合に限り、すでに申込みをした共済契約について、申込みの日から10営業日以内であれば、その申込みを撤回することができます。

(共済契約申込みの諾否)

**第9条** 組合は、第7条（共済契約の申込み）の申込みがあったときは、共済加入申込書の内容を審査し、その申込みを承諾するか否かを決定し、共済加入申込者に通知します。ただし、承諾する場合については、次に掲げる事項を記載した共済加入証書の交付をもってその通知に代えるものとします。

- (1) 証書番号
- (2) 共済契約者（組合員）の住所、氏名
- (3) 被共済者の氏名、生年月日および共済契約の型
- (4) 共済期間および共済掛金
- (5) 共済掛金の払込方法
- (6) 共済加入日および証書作成日
- (7) 共済金額

(8) その他組合が必要と認めた事項

2 第1項の規定により組合が承諾した共済契約を「新規契約」といいます。

3 組合は、共済契約の申込みを承諾しない場合において、共済掛金が払込まれてい

たときは、遅滞なくその共済掛金を共済加入申込者に返還します。

(共済契約の発効日および時刻)

**第10条** 共済契約の発効日および時刻は、第13条（共済掛金の払込み）の規定に従い初回共済掛金が口座振替により払込まれた日（以下「払込日」といいます。）の午前0時とします。

(共済契約の更新)

**第11条** 共済契約の共済期間の満了日の1か月前までに、共済契約者から共済契約を更新しない旨の申出がない場合には、この共済契約は、共済期間の満了日の翌日に、共済期間の満了日の内容と同一の内容（被共済者の契約年齢が進行することにより共済金額を変更する場合および共済掛金を変更する場合は同一の内容とみなします。）で更新されるものとします。ただし、組合が定期的に行う共済掛金および共済金の検証で変更した場合は、変更後の内容で更新する旨の確認をした後に更新されるものとします。

2 第1項の規定にかかわらず第1号または第2号に該当する場合には共済契約の更新はせず、第3号に該当する場合には組合は共済契約の更新を拒むことができます。

(1) 更新する契約の発効日において共済契約者が第3条（共済契約者の範囲）に定める共済契約者の範囲外であるとき。

(2) 更新する契約の発効日において被共済者が第4条（被共済者の範囲）に定める被共済者の範囲外であるとき。

(3) その他組合が、契約の更新を不適當であると認めた場合。

3 第1項および第2項の規定により組合は、更新する共済契約を「更新契約」といいます。

4 第1項および第2項の規定にかかわらず、組合の業務および財務状況の変化により、共済契約の更新が停止されることがあります。

(共済契約の型の移行)

**第12条** 「カップルプラン」および「カップル長寿プラン」に加入している被共済者は、共済契約者の同意を得て、「シングルプラン」および「シングル長寿プラン」に移行することができます。

2 第1項以外の場合で、次の各号に該当する場合には、共済契約者の同意を得て、当該各号に規定する日をもって「カップルプラン」および「カップル長寿プラン」から「シングルプラン」および「シングル長寿プラン」に移行することができます。ただし、共済契約者が死亡した場合は移行については、共済契約者の同意の必要はありません。

(1) 被共済者のうち第1被共済者が満80歳に到達した場合には、満80歳に到達した後、第1被共済者、第2被共済者とも最初の更新日に「シングルプラン」および「シ

ングル長寿プラン」に移行することができます。

(2) 第1被共済者または第2被共済者の何れかが死亡した場合に、生存している被共済者は、「シングルプラン」および「シングル長寿プラン」に移行することができます。

3 第1項および第2項に該当する移行の場合は、第7条（共済契約の申込み）に定める告知事項および第32条（共済金の支払い）第2項に定める免責期間は免除となります。

4 「共済金建プラン」から「共済掛金建プラン」への移行および「共済金建プラン」内の移行はできません。

（共済掛金の払込み）

第13条 共済掛金の払込方法は、月払いとします。

2 共済契約者は、共済掛金を組合が指定する金融機関に口座振替により払込まなければなりません。

3 共済掛金の払込日は、次の各号に掲げる日とします。なお、当該払込日が金融機関の休業日の場合には翌営業日に振り替えることとし、その場合は払込日に共済掛金が払込まれたものとみなします。

(1) 初回共済掛金については、共済加入申込書が受け付けられた月の翌月26日とします。

(2) 第2回目以降の共済掛金（更新契約の初回掛金を含みます。）については、第1号の初回共済掛金の払込日の属する月の翌月以降の毎月26日とします。

（共済掛金の払込猶予期間）

第14条 第2回目以降の掛金（更新契約の初回掛金を含みます。）の払込みについて、組合は、払込日の属する月の1か月後の月応当日まで、猶予期間を設けます。

（買入れ等の禁止）

第15条 共済契約者は、共済金、返戻金等を請求する権利を買入れまたは譲渡することができないものとします。

## 第4節 共済金の請求および支払

（共済金の請求）

第16条 共済契約者または共済金受取人（これらの者の代理人を含みます。）は、共済事故が生じたことを知ったときは、特別な理由がある場合を除き、遅滞なく組合に通知し、共済金請求書と細則に定める添付書類を組合に提出し、共済金の支払いを請求しなければなりません。

（共済金の支払い）

第17条 組合は、共済契約者または共済金受取人が第16条（共済金の請求）の手続きを完了した日（組合に一件書類が到着した日をいいます。）から10日以内（ただし、次に掲げる日を除きます。）に共済金を支払います。

(1) 日曜日、および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 1月29日から翌月の3日までの日

2 組合は、共済金の支払いのために次の事項の確認が必要な場合において、共済契約の締結時から共済金請求時までに組合に提出された書類だけではその確認ができない場合、第1項にかかわらず、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後30日以内に、組合が共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終えてから、共済金を支払います。

(1) 共済事故発生の有無

(2) 共済金が支払われない事由として共済契約において規定する事由に該当する事実の有無

(3) 共済契約において規定する解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無

3 第2項各号に規定する事項の確認をするために、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、第1項および第2項にかかわらず、組合は、共済金の請求に必要な書類が組合に到達した日の翌日以後次のいずれかの日数を経過する日までに共済金を支払います。この場合において、組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に対し通知するものとします。

(1) 第2項各号の事項を確認するための、弁護士法その他の法令に基づく照会  
40日

(2) 第2項各号の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会  
40日

(3) 第2項各号の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断・鑑定等の結果の照会  
60日

(4) 災害救助法が適用された被災地域における第2項各号の事項を確認するための調査  
60日

(5) 第2項各号の事項の確認を日本国内で行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査  
40日

(6) 第1号、第2項、第3項、第4項および第5号の複数の場合に該当する場合は、いずれかのうち最長の日数とします。

4 第2項および第3項の必要な事項の確認に際し、共済契約者または共済金受取人が正当な理由なくこの確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより延滞した期間は、第2項および第3項の所定の日数に含まれません。

5 組合は、共済掛金の払込猶予期間中に共済金の支払事由が発生した場合において、その払込むべき共済掛金が払込まれていないときは、共済金の支払保留、または支払うべき共済金からその払込むべき共済掛金を差し引くことができます。

6 組合は、共済金受取人が2人以上の場合において、組合が1人の共済金受取人に対して共済金を支払った後、他の共済金受取人から第16条（共済金の請求）の請求がなされても、組合は、他の共済金受取人に対しては、共済金を支払いません。

（生死不明の場合の共済金の支払い）

第18条 組合は、被共済者の生死が不明の場合において、当該被共済者を死亡したものと認めたときは、その認めた日に当該被共済者が死亡したものとみなして共済金を支払います。

（共済金の返還）

第19条 第18条（生死不明の場合の共済金の支払い）の規定により、被共済者の生死が不明の場合において、組合が共済金を支払った後に当該被共済者の生存が判明したときは、共済金受取人は、すでに支払われた共済金を組合に返還しなければなりません。

（時効）

第20条 組合は、共済契約者または共済金受取人が共済事故の発生を知ったときから3年間共済金の請求を行わなかったときは、共済金を支払う義務を免れます。

2 組合は、共済契約者が共済掛金、返戻金等の返戻事由の発生を知ったときから3年間返還の請求を行わなかったときは、その返還の義務を免れます。

3 共済金受取人は、組合の共済金返還等の請求について、組合がその事由の発生を知ったときから3年間返還の請求を行わなかったときは、その返還の義務を免れます。

## 第5節 共済契約の終了

（共済契約の失効）

第21条 第14条（共済掛金の払込猶予期間）に規定する猶予期間中に払込むべき共済掛金の全額が払込まれない場合、この共済契約は当該共済掛金を払込むべき最初の払込日の属する月の26日の午前0時にさかのぼって失効します。この場合、組合はその旨を共済契約者に通知します。

（共済契約の解約）

第22条 共済契約者は、共済契約を将来にむかって解約することができます。

2 第1項の規定により解約する場合は、所定の書面をもって通知し、その書面には解約の日を記載しなければなりません。

3 解約の効力は、第2項の解約の日または第2項の書面が組合に到達した日のいずれか遅い日の翌日の午前0時から発生します。

（共済契約の無効）

第23条 共済契約は次の場合無効とします。

(1) この共済契約の発効日において、共済契約に関し共済契約者が第3条（共済契約者の範囲）の共済契約者に該当しないとき、または被共済者が第4条（被共済者の範囲）に定める被共済者の範囲に該当しないとき。

(2) 被共済者が、この共済契約の発効日の前日までにすでに死亡していたとき。

(3) 同一被共済者の契約が組合の定める共済金額の最高限度を超過していたとき（超過部分が無効となります。）。

(4) 被共済者（未成年であるときは、その者の法定代理人）の同意を得ていなかったとき。

(5) 共済契約者の意思によらないで共済契約の申込みがなされたとき。

2 第1項各号の場合において、共済契約者が故意および重大な過失がないときは、組合は、当該共済契約について、すでに払込まれた共済掛金を共済契約者に返還します。

3 共済契約が無効の場合において、すでに共済金を支払っていたときは、組合はその共済金の返還を請求することができます。

（共済契約の解除）

第24条 組合は、共済契約者または被共済者（未成年であるときは、その者の法定代理人）が、共済契約締結の際、故意または重大な過失により、共済加入申込書のうち、告知事項について事実を告げず、または事実でないことを記載して契約の申込みを

したときは、将来にむかってその共済契約を解除することができます。ただし、組合が、その事実のあることを知っていた、または過失によりこれを知らなかった場合を除きます。

- 第1項の規定による解除権は、次の場合消滅します。
  - 組合が解除の原因を知ってから1か月を経過したとき。
  - 解除の原因に該当した新規契約の申込日から5年以内に当該被共済者にかかわる共済事故が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき。
- 第1項の規定による解除の通知は、共済契約者に対して行います。ただし、共済契約者の所在不明その他の理由で通知できない場合は、組合は、被共済者（未成年であるときは、その者の法定代理人）または共済金受取人に対して通知します。
- 第1項の規定によって共済契約が解除されたときには、共済契約者は、組合に対して未経過共済期間に対応する共済掛金を請求することができます。
- 組合は、第1項の規定による解除を共済事故発生後に行った場合においても共済金を支払いません。また、すでに共済金の支払いを行っていたときは、その返還を請求することができます。ただし、その共済事故が解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者または共済金受取人が証明したときは、この限りではありません。

(詐欺行為または強迫行為による解除)

**第25条** 組合は、共済契約に際して、または共済金の請求行為に関して、共済契約者、被共済者（未成年であるときは、その者の法定代理人を含む）または共済金受取人が詐欺行為または強迫行為をしたときは、その詐欺行為または強迫行為が行われた時の共済契約の発効日にさかのぼって共済契約を解除し、また、それ以後の更新契約をすべて解除します。この場合、共済掛金は返還しません。

2 組合は、第1項の規定による解除を共済事故発生後に行った場合においても共済金を支払いません。また、すでに共済金の支払いを行っていたときは、その返還を請求することができます。

(共済契約の消滅)

- 第26条** 被共済者が、死亡または後遺障害、重度障害が生じた場合は、その時をもって、当該被共済者にかかわる共済契約は消滅します。
- 入院中に共済契約が消滅した場合の特例として、被共済者が入院中に後遺障害が生じ、または重度障害となったときに、共済契約が消滅した場合には、共済期間中から継続する入院についてのみ、共済期間中の入院とみなして第43条（交通事故入院共済金の支払い）、第57条（不慮の事故入院共済金の支払い）または第69条（疾病入院共済金の支払い）の規定を適用します。

## 第6節 共済契約関係者の異動等

(共済契約による権利義務の承継)

- 第27条** 共済契約者は、被共済者（未成年であるときは、その者の法定代理人）の同意および組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を他人に承継させることができます。
- 共済契約者が死亡した場合、当該共済契約の被共済者が、組合の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継する意思のないときおよび共済契約者になることができないときに限って、被共済者（未成年であるときは、その者の法定代理人）の同意および組合の承諾を得て、他の者に承継させることができます。ただし、この場合の他の者とは、他の者と被共済者との関係が第4条（被共済者の範囲）第1項に規定する範囲の者でなければなりません。
  - 第1項および第2項の場合において、共済契約の承継人となる者は、第3条（共済契約者の範囲）に規定する範囲の者でなければなりません。

(共済契約者の通知義務)

**第28条** 共済契約の成立後、次の各号に掲げる事項の変更が発生した場合には、共済契約者は遅滞なく所定の書面により、その旨を組合に届け出なければなりません。

- 共済契約者の氏名、住所または住居表示
  - 被共済者の氏名
  - 共済金受取人の氏名
  - 共済掛金の振替口座
- 第1項第1号の届け出がなされなかった場合、組合の知った最終の住所に発した通知は、共済契約者に到達したものとみなします。
  - 第1項の規定は共済契約者が第3条（共済契約者の範囲）に定める共済契約者の範囲外となった場合、または被共済者が第4条（被共済者の範囲）に定める被共済者の範囲外となった場合に準用します。

(必要事項の報告)

**第29条** 共済契約者は、組合が、被共済者の傷病もしくは障害または就業の状況その

他共済契約の維持または共済金の支払いに必要な事項について報告を求めたときは、遅滞なく報告しなければなりません。

(通知および報告の不履行)

**第30条** 組合は、共済金の請求がなされた場合において、共済契約者が第28条（共済契約者の通知義務）および第29条（必要事項の報告）の通知または報告を正当な理由なく怠ったときは、当該共済契約にかかる共済金の支払いを留保することができるものとします。

## 第2章 共済契約

### 第1節 共済掛金建プラン、共済金建プラン

(共済金額)

**第31条** 共済金額は、共済契約の型により次の通りとします。

- 新規契約または更新契約の発効日における被共済者の契約年齢が満15歳以上満50歳未満の場合

- カップルプラン：70万円（但し、満20歳以上満50歳未満の場合）
- シングルプラン：100万円
- カップル長寿プラン：70万円（但し、満20歳以上満50歳未満の場合）
- シングル長寿プラン：100万円
- シングル100プラン：100万円

- 共済金建プラン

シングル40	40万円
シングル60	60万円
シングル80	80万円
シングル100	100万円

- 新規契約または更新契約の発効日における被共済者の契約年齢が満50歳以上満65歳未満の場合

- カップルプラン：47万円
- シングルプラン：90万円
- カップル長寿プラン：40万円
- シングル長寿プラン：90万円
- シングル100プラン：100万円

- 共済金建プラン

シングル40	40万円
シングル60	60万円
シングル80	80万円
シングル100	100万円

- 新規契約または更新契約の発効日における被共済者の契約年齢が満65歳以上満80歳未満の場合

- カップルプラン：30万円
- シングルプラン：50万円
- カップル長寿プラン：30万円
- シングル長寿プラン：50万円
- シングル100プラン：100万円

- 共済金建プラン

シングル40	40万円
シングル60	60万円
シングル80	80万円
シングル100	100万円

- 更新契約の発効日における被共済者の契約年齢が満80歳以上満85歳未満の場合

- シングルプラン：25万円
- カップル長寿プラン：15万円
- シングル長寿プラン：30万円
- シングル100プラン：100万円

- 共済金建プラン

シングル40	40万円
シングル60	60万円
シングル80	80万円
シングル100	100万円

- 更新契約の発効日における被共済者の契約年齢が満85歳以上満90歳未満の場合

- カップル長寿プラン：14万円

- 2、シングル長寿プラン：25万円
- (6) 更新契約の発効日における被共済者の契約年齢が満90歳以上満95歳未満の場合
- 1、カップル長寿プラン：13万円
  - 2、シングル長寿プラン：20万円
- (7) 更新契約の発効日における被共済者の契約年齢が満95歳以上満100歳未満の場合
- 1、カップル長寿プラン：12万円
  - 2、シングル長寿プラン：10万円
- 2 共済金建プランの5歳階級プラン及び10歳階級プランの共済金額は、次の通りとします。
- (1) 新規契約または更新契約の発効日における被共済者の契約年齢が満15歳以上満100歳以下の5歳刻みの場合
- |            |       |
|------------|-------|
| 5歳階級プラン50  | 50万円  |
| 5歳階級プラン75  | 75万円  |
| 5歳階級プラン100 | 100万円 |
- (2) 新規契約または更新契約の発効日における被共済者の契約年齢が満15歳以上満100歳以下の10歳刻みの場合
- |             |       |
|-------------|-------|
| 10歳階級プラン50  | 50万円  |
| 10歳階級プラン75  | 75万円  |
| 10歳階級プラン100 | 100万円 |

#### (共済掛金額)

**第31条の2** カップルプラン、シングルプラン、共済金建プランについての共済掛金額は、別紙第1―1「共済掛金建プラン・共済金建プラン」算出方法書に定める方法により算出した額です。

#### (共済金の支払い)

**第32条** 組合は、被共済者が共済期間内に死亡した場合には、共済金を支払います。

2 第1項にかかわらず、新規契約の発効日からその日を含めて10か月以内に疾病による原因で死亡した場合には、共済金を支払いません。ただし、その場合には、既払込共済掛金に相当する金額を共済契約者に返還します。

#### (共済金を支払わない場合)

- 第33条** 組合は、次のいずれかの原因によって被共済者が死亡した場合には、共済金を支払いません。
- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合で、その者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。
  - (2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるとき。ただし、新規加入より3年を経過した被共済者の自殺行為による死亡の場合には共済金を支払います。
  - (3) 地震もしくは、噴火またはこれらに起因する津波によるとき。
  - (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国あるいは一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。以下同様とします。）によるとき。
  - (5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。以下同様とします。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
  - (6) 第3号、第4号および第5号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
  - (7) 第5号以外の放射線照射または放射能汚染。

## 第2節 こども医療プラン

#### (こども医療プランの共済金額の最高限度額)

**第34条** こども医療プランの1共済期間内に支払われる共済金額の合計額は、共済事故の種類に関わらず、100万円を限度とします。

### 第1項 交通事故死亡・後遺障害共済

#### (交通事故死亡・後遺障害共済金額)

**第35条** 交通事故死亡・後遺障害共済1口についての共済金額は、1万円です。

2 交通事故死亡・後遺障害共済にかかる共済金額（以下「交通事故死亡・後遺障害共済金」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき100万円です。

(交通事故死亡・後遺障害共済掛金額)

**第36条** 交通事故死亡・後遺障害共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の1「交通事故死亡・後遺障害共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

(交通事故死亡・後遺障害共済金の支払い)

**第37条** 組合は、被共済者が共済期間内に生じた次の各号に掲げる傷害を被り、その直接の結果として事故の日から180日以内に死亡し、または後遺障害が生じた場合には、交通事故死亡・後遺障害共済金を支払います。

- (1) 交通乗用具に搭乗していない被共済者が運行中の交通乗用具（これに積載されているものを含みます。以下同様とします。）との衝突・接触等の交通事故または運行中の交通乗用具の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故によって被った傷害。
  - (2) 運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内（隔壁等により通行できないように仕切られている場所を除きます。）に搭乗している被共済者または乗客（入場客を含みます。）として改札口を有する交通乗用具の乗降場構内（改札口の内側をいいます。）にいる被共済者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害。
- 2 被共済者に生じた後遺障害について、事故の日から180日を超えてもなお治療を要する状態にあるときは、組合は、事故の日から181日目における後遺障害につき、医師が行った診断に基づきその程度を認定します。

#### (交通事故死亡共済金の支払額)

**第38条** 組合は、第37条（交通事故死亡・後遺障害共済金の支払い）に定める交通事故死亡共済金を支払う場合には、交通事故死亡共済金額の全額（ただし、すでに支払った交通事故後遺障害共済金がある場合は、交通事故死亡共済金からすでに支払った交通事故後遺障害共済金を控除した残額）を交通事故死亡共済金として支払います。

#### (交通事故後遺障害共済金の支払額)

**第39条** 組合は、第37条（交通事故死亡・後遺障害共済金の支払い）に定める交通事故後遺障害共済金を支払う場合には、交通事故後遺障害共済金額に、障害の程度に応じて、別表4「後遺障害認定割合表」に掲げる割合を乗じて得た額を限度として、交通事故後遺障害共済金を支払います。

- 2 別表4「後遺障害認定割合表」の各号に掲げていない後遺障害に対しては、被共済者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表4「後遺障害認定割合表」の各号の区分に準じて、交通事故後遺障害共済金の支払額を決定します。
- 3 同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、組合は、各々の後遺障害に対して第1項および第2項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表4「後遺障害認定割合表」に規定する上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの交通事故後遺障害共済金は、交通事故後遺障害共済金額の60%をもって限度とします。
- 4 被共済者が2回以上の異なる事故を原因として後遺障害を被った場合には、各々の後遺障害に対して支払われるべき後遺障害共済金の合計額は、交通事故死亡・後遺障害共済金を超えないものとします。
- 5 被共済者が交通事故後遺障害を被ったとき、すでに存在していた後遺障害もしくは傷害の影響により、または当該障害を被った後にその原因と関係なく発生した障害もしくは傷害の影響により当該障害の程度が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する共済金の額を認定し、第1項、第2項、第3項および第4項の規定を適用します。
- 6 第5項の規定は、正当な理由がなく、被共済者が治療を怠りまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために当該障害の程度が重大となった場合の共済金の額の決定に準用します。

#### (交通事故死亡・後遺障害共済金を支払わない場合)

**第40条** 組合は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合は、交通事故死亡・後遺障害共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、共済金受取人の故意または重大な過失による場合で、その者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。
- (2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるとき。ただし、新規加入より3年を経過した被共済者の自殺行為による死亡の場合には共済金を支払います。
- (3) 次のア、イおよびウのいずれかに該当する場合に自動車または原動機付自転車運転している間に生じた事故によるとき。
  - ア、被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たない場合。
  - イ、被共済者が道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態の場合。
  - ウ、被共済者が麻薬、大麻、アヘン、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態の場合。
- (4) 被共済者が航空機を操縦している間に生じた事故および被共済者が職務として

航空機に搭乗している間に生じた事故。

- (5) 被共済者が、ジャイロプレーンまたはハンググライダー、超軽量動力機、気球、パラシュート等に搭乗している間に生じた事故。
- (6) 地震もしくは、噴火またはこれらに起因する津波によるとき。
- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき。
- (8) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- (9) 第6号、第7号および第8号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
- (10) 被共済者が、交通乗用具による競技、競争、興行（いずれも練習を含みます。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格取得の為の訓練を除きます。）、または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間に生じた事故。ただし、交通乗用具を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた事故については、この限りではありません。
- (11) 荷役作業および交通乗用具の修理、点検、整備、清掃を行っている間に生じた事故。
- (12) 指定職業に従事する被共済者がその主たる職務遂行に起因して生じた事故。
- (13) 原因の如何を問わず頸椎捻挫、パレリユ一症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で救済を要するに足る医学的他覚所見（レントゲン、脊髓造影術、椎間板造影術等の検査による）が認められないもの。

## 第2項 交通事故入院共済

（交通事故入院共済金額）

第41条 交通事故入院共済1口についての共済金額は、日額100円です。

2 交通事故入院共済にかかる共済金額（以下「交通事故入院共済金」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき日額10,000円です。

（交通事故入院共済掛金額）

第42条 交通事故入院共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の2「交通事故入院共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

（交通事故入院共済金の支払い）

第43条 組合は、被共済者が第37条（交通事故死亡・後遺障害共済金の支払い）第1項各号に定める傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること、または平常の生活を営むことができなくなり、かつ、病院または診療所に入院をした場合に、日帰り入院を1日とし、1日以上継続して入院をした場合には90日を限度として、交通事故入院共済金を支払います。

2 組合は、被共済者が交通事故入院共済金の支払いを受けられる期間中に新たな傷害を被ったとしても、重複して交通事故入院共済金を支払いません。

3 組合は、事故の日から90日を経過した後開始した入院に対し、交通事故入院共済金を支払いません。

（交通事故入院共済金を支払わない場合）

第44条 組合は、第40条（交通事故死亡・後遺障害共済金を支払わない場合）各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合、またはこれらに該当する場合には、交通事故入院共済金を支払いません。

## 第3項 交通事故通院共済

（交通事故通院共済金額）

第45条 交通事故通院共済1口についての共済金額は、日額100円です。

2 交通事故通院共済にかかる共済金額（以下「交通事故通院共済金」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき日額2,000円です。

（交通事故通院共済掛金額）

第46条 交通事故通院共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の3「交通事故通院共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

（交通事故通院共済金の支払い）

第47条 組合は、被共済者が第37条（交通事故死亡・後遺障害共済金の支払い）第1項各号に定める傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること、または平常の生活を営むことに支障が生じ、かつ、病院または診療所に7日以上通院をした場合、その実通院日数に対し90日を限度として、交通事故通院共済金を支払います。ただし、平常の業務に従事すること、または平常の生活を営むことに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、交通事故通院共済金を支払いません。

2 組合は、第1項の規定にかかわらず、交通事故入院共済金の支払いを受けられる期間中の通院に対しては、交通事故通院共済金を支払いません。

3 組合は、被共済者が交通事故通院共済金の支払いを受けられる期間中に新たな傷害を被っても、重複して交通事故通院共済金を支払いません。

4 組合は、事故の日から90日を経過した後の通院に対しては、交通事故通院共済金を支払いません。

（交通事故通院共済金を支払わない場合）

第48条 組合は、第40条（交通事故死亡・後遺障害共済金を支払わない場合）各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合、またはこれらに該当する場合には、交通事故通院共済金を支払いません。

## 第4項 不慮の事故死亡・後遺障害共済

（不慮の事故死亡・後遺障害共済金額）

第49条 不慮の事故死亡・後遺障害共済1口についての共済金額は、1万円です。

2 不慮の事故死亡・後遺障害共済にかかる共済金額（以下「不慮の事故死亡・後遺障害共済金」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき100万円です。

（不慮の事故死亡・後遺障害共済掛金額）

第50条 不慮の事故死亡・後遺障害共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の4「不慮の事故死亡・後遺障害共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

（不慮の事故死亡・後遺障害共済金の支払い）

第51条 組合は、被共済者が共済期間内に生じた第37条（交通事故死亡・後遺障害共済金の支払い）第1項各号に定める事故を除く急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その直接の結果として事故の日から180日以内に死亡し、または後遺障害が生じた場合には、不慮の事故死亡・後遺障害共済金を支払います。

3 第1項の傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収または摂取したときに生ずる中毒症状（継続的に吸入・吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

3 被共済者に生じた後遺障害について、事故の日から180日を超えてもなお治療を要する状態にあるときは、組合は、事故の日から181日における後遺障害につき、医師が行った診断に基づきその程度を認定します。

（不慮の事故死亡共済金の支払額）

第52条 組合は、第51条（不慮の事故死亡・後遺障害共済金の支払い）に定める不慮の事故死亡共済金を支払う場合には、不慮の事故死亡共済金の全額（ただし、すでに支払った不慮の事故後遺障害共済金がある場合は、不慮の事故死亡共済金額からすでに支払った不慮の事故後遺障害共済金を控除した残額）を不慮の事故死亡共済金として支払います。

（不慮の事故後遺障害共済金の支払額）

第53条 組合は、第51条（不慮の事故死亡・後遺障害共済金の支払い）に定める不慮の事故後遺障害共済金を支払う場合には、不慮の事故後遺障害共済金額に、障害の程度に応じて、別表4「後遺障害認定割合表」に掲げる割合を乗じて得た額を限度として、不慮の事故後遺障害共済金を支払います。

2 別表4「後遺障害認定割合表」の各号に掲げていない後遺障害に対しては、被共済者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表4「後遺障害認定割合表」の各号の区分に準じて、不慮の事故後遺障害共済金の支払額を決定します。

3 同一の事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、組合は、各々の後遺障害に対して第1項および第2項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表4「後遺障害認定割合表」に規定する上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの不慮の事故後遺障害共済金は、不慮の事故後遺障害共済金額の60%をもって限度とします。

4 被共済者が2回以上の異なる事故を原因として後遺障害を被った場合には、各々の後遺障害に対して支払われるべき後遺障害共済金の合計額は、不慮の事故死亡・後遺障害共済金を超えないものとします。

5 被共済者が不慮の事故後遺障害を被ったとき、すでに存在していた後遺障害もしくは傷害の影響により、または当該障害を被った後にその原因と関係なく発生した障害もしくは傷害の影響により当該障害の程度が重大となったときは、その影響が重なった場合に相当する共済金の額を認定し、第1項、第2項、第3項および第4項の規定を適用します。

6 第5項の規定は、正当な理由がなく、被共済者が治療を怠りまたは共済契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったために当該障害の程度が重大となった場合の共済金の額の決定に準じます。

(不慮の事故死亡・後遺障害共済金を支払わない場合)

**第54条** 組合は、次の各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合は、不慮の事故死亡・後遺障害共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合で、その者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。
- (2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるとき。ただし、新規加入より3年を経過した被共済者の自殺行為による死亡の場合には共済金を支払います。
- (3) 地震もしくは、噴火またはこれらに起因する津波によるとき。
- (4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき。
- (5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- (6) 第3号、第4号および第5号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
- (7) 第5号以外の放射線照射または放射能汚染。
- (8) 被共済者に対する刑の執行。
- (9) 被共済者の脳疾患、疾病または心喪失。
- (10) 被共済者の妊娠・出産・流産・早産。
- (11) 外科的手術、その他の医療処置に起因するとき。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、本共済において共済金を支払うべき傷害の治療によるものである場合はこの限りではありません。
- (12) 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、スカイダイビング、リージュ、ボブスレー、その他これらに類する危険な運動等を行っている間に生じた事故。
- (13) 指定職業に従事する被共済者がその主たる職務遂行に起因して生じた事故。
- (14) 原因の如何を問わず頸椎捻挫、パレリユ一症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付けるに足る医学的他覚所見(レントゲン、脊髓造影術、椎間板造影術等の検査による)が認められないもの。

## 第5項 不慮の事故入院共済

(不慮の事故入院共済金額)

**第55条** 不慮の事故入院共済1口についての共済金額は、日額100円です。

2 不慮の事故入院共済にかかる共済金額(以下「不慮の事故入院共済金」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき日額10,000円です。

(不慮の事故入院共済掛金額)

**第56条** 不慮の事故入院共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の5「不慮の事故入院共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

(不慮の事故入院共済金の支払い)

**第57条** 組合は、被共済者が第51条(不慮の事故死亡・後遺障害共済金の支払い)に定める傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること、または平常の生活を営むことができなくなり、かつ、病院または診療所に入院をした場合に、日帰り入院を1日とし、1日以上継続して入院をした場合には90日を限度として、不慮の事故入院共済金を支払います。

2 組合は、被共済者が不慮の事故入院共済金の支払いを受けられる期間中に新たな傷害を被ったとしても、重複して不慮の事故入院共済金を支払いません。

3 組合は、事故の日から90日を経過した後に開始した入院に対し、交通事故入院共済金を支払いません。

(不慮の事故入院共済金を支払わない場合)

**第58条** 組合は、第54条(不慮の事故死亡・後遺障害共済金を支払わない場合)各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合、またはこれらに該当する場合には、不慮の事故入院共済金を支払いません。

## 第6項 不慮の事故通院共済

(不慮の事故通院共済金額)

**第59条** 不慮の事故通院共済1口についての共済金額は、日額100円です。

2 不慮の事故通院共済にかかる共済金額(以下「不慮の事故通院共済金」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき日額2,000円です。

(不慮の事故通院共済掛金額)

**第60条** 不慮の事故通院共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の6「不慮の事故通院共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

(不慮の事故通院共済金の支払い)

**第61条** 組合は、被共済者が第51条(不慮の事故死亡・後遺障害共済金の支払い)に定める傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事すること、または平常の生活を営むことに支障が生じ、かつ、病院または診療所に7日以上通院をした場合、その実通院日数に対し90日を限度として、不慮の事故通院共済金を支払います。ただし、平常の業務に従事すること、または平常の生活を営むことに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、不慮の事故通院共済金を支払いません。

2 組合は、第1項の規定にかかわらず、不慮の事故入院共済金の支払いを受けられる期間中の通院に対しては、不慮の事故通院共済金を支払いません。

3 組合は、被共済者が不慮の事故通院共済金の支払いを受けられる期間中に新たな傷害を被っても、重複して不慮の事故通院共済金を支払いません。

4 組合は、事故の日から90日を経過した後の通院に対しては、不慮の事故通院共済金を支払いません。

(不慮の事故通院共済金を支払わない場合)

**第62条** 組合は、第54条(不慮の事故死亡・後遺障害共済金を支払わない場合)各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合、またはこれらに該当する場合には、不慮の事故通院共済金を支払いません。

## 第7項 疾病死亡・重度障害共済

(疾病死亡・重度障害共済金額)

**第63条** 疾病死亡・重度障害共済1口についての共済金額は、1万円です。

2 疾病死亡・重度障害共済にかかる共済金額(以下「疾病死亡・重度障害共済金」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき100万円です。

(疾病死亡・重度障害共済掛金額)

**第64条** 疾病死亡・重度障害共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の7「疾病死亡・重度障害共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

(疾病死亡・重度障害共済金の支払い)

**第65条** 組合は、被共済者が新規契約の発効日以後に発病した疾病を原因として発病期間内に死亡し、または重度障害が生じた場合には、疾病死亡共済金または疾病死亡共済金と同額の疾病重度障害共済金を支払います。

2 組合が、疾病死亡共済金または疾病重度障害共済金を支払う前に、疾病死亡共済金または疾病重度障害共済金の双方の支払請求を受けた場合には、組合は、疾病死亡共済金のみを支払い、疾病重度障害共済金は支払いません。

(疾病死亡・重度障害共済金を支払わない場合)

**第66条** 組合は、次の各号に掲げる事由を原因とする場合は、疾病死亡・重度障害共済金を支払いません。

(1) 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合で、その者が一部の受取人であるときは、他の者が受け取るべき金額についてはこの限りではありません。

(2) 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるとき。ただし、新規加入より3年を経過した被共済者の自殺行為による死亡の場合には共済金を支払います。

(3) 地震もしくは、噴火またはこれらに起因する津波によるとき。

(4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき。

(5) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。

(6) 第3号、第4号および第5号の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。

(7) 第5号以外の放射線照射または放射能汚染。

(8) 後天性免疫不全症候群(エイズ)。

## 第8項 疾病入院共済

(疾病入院共済金額)

**第67条** 疾病入院共済1口についての共済金額は、日額100円です。

2 疾病入院共済にかかる共済金額(以下「疾病入院共済金」といいます。)の最高限度は、被共済者1人につき日額10,000円です。

(疾病入院共済掛金額)

**第68条** 疾病入院共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の8「疾病入院共済



掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

(疾病入院共済金の支払い)

**第69条** 組合は、被共済者が新規契約の発効日以後に発病した疾病を原因として、その治療を目的に病院または診療所に入院をした場合に、日帰り入院を1日とし、1日以上継続して入院をした場合には90日を限度として、疾病入院共済金を支払います。2 第1項に規定する入院については、以下の各号に掲げる規定によって取り扱います。

- (1) 同一の疾病（医学上重要な関係があると組合が認め一連の疾病は、病名を異にする場合であっても、これを同一の疾病として取り扱います。以下同様とします。）を直接の原因として第1項に規定する入院が2回以上あった場合には、それぞれの入院を別の入院として取り扱わず、それぞれの入院日数を通算して1回の入院として取り扱います。
- (2) 第1号の場合でも、疾病入院共済金が支払われることとなった入院のうち、その最後の入院の退院日の翌日から180日を経過した後に開始された入院については、別の入院として取り扱います。
- (3) 第1項に規定する入院が2回以上あった場合、それぞれの入院が異なる疾病を直接の原因とする場合は、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。
- (4) 疾病を直接の原因とした入院が開始された時に異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合でも、その入院が開始された直接の原因となった疾病による継続した1回の入院として取り扱います。

(疾病入院共済金を支払わない場合)

**第70条** 組合は、次の各号に掲げる事由を原因とする場合、またはこれらに該当する場合には、疾病入院共済金を支払いません。

- (1) 第66条（疾病死亡・重度障害共済金を支払わない場合）各号に定める事由によるとき。(2) 被共済者の妊娠・出産・流産・早産。
- (3) 精神障害、アルコール依存または薬物依存。
- (4) 原因の如何を問わず頸椎捻挫、バレリユ一症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影術等の検査による）が認められないもの。

## 第9項 交通事故手術共済

(交通事故手術共済金額)

**第71条** 交通事故手術共済1口についての共済金額は、1万円です。  
2 交通事故手術共済にかかる共済金額（以下「交通事故手術共済金」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき10万円です。

(交通事故手術共済掛金額)

**第72条** 交通事故手術共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の9「交通事故手術共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

(交通事故手術共済金の支払い)

**第73条** 組合は、被共済者が第43条（交通事故入院共済金の支払い）に定める交通事故入院共済金の支払いを受けられる入院期間内に、病院または診療所において、当該入院共済金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合には、交通事故手術共済金を支払います。ただし、1回の事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

(交通事故手術共済金を支払わない場合)

**第74条** 組合は、被共済者が第40条（交通事故死亡・後遺障害共済金を支払わない場合）各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、交通事故手術共済金を支払いません。

## 第10項 不慮の事故手術共済

(不慮の事故手術共済金額)

**第75条** 不慮の事故手術共済1口についての共済金額は、1万円です。  
2 不慮の事故手術共済にかかる共済金額（以下「不慮の事故手術共済金」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき5万円です。

(不慮の事故手術共済掛金額)

**第76条** 不慮の事故手術共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の10「不慮の事故手術共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

(不慮の事故手術共済金の支払い)

**第77条** 組合は、被共済者が第57条（不慮の事故入院共済金の支払い）に定める不慮の事故入院共済金の支払いを受けられる入院期間内に、病院または診療所において、

当該入院共済金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合には、不慮の事故手術共済金を支払います。ただし、1回の事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります。

(不慮の事故手術共済金を支払わない場合)

**第78条** 組合は、被共済者が第54条（不慮の事故死亡・後遺障害共済金を支払わない場合）各号に掲げる事由によって生じた事故を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、不慮の事故手術共済金を支払いません。

## 第11項 疾病手術共済

(疾病手術共済金額)

**第79条** 疾病手術共済1口についての共済金額は、1万円です。  
2 疾病手術共済にかかる共済金額（以下「疾病手術共済金」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき10万円です。

(疾病手術共済掛金額)

**第80条** 疾病手術共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の11「疾病手術共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

(疾病手術共済金の支払い)

**第81条** 組合は、被共済者が第69条（疾病入院共済金の支払い）に定める疾病入院共済金の支払いを受けられる入院期間内に、病院または診療所において、当該入院共済金を支払うべき疾病の治療を直接の目的として手術を受けた場合には、疾病手術共済金を支払います。ただし、1回の入院に基づく疾病について、1回の手術に限ります。

(疾病手術共済金を支払わない場合)

**第82条** 組合は、被共済者が第70条（疾病入院共済金を支払わない場合）各号に掲げる事由を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、疾病手術共済金を支払いません。

## 第12項 悪性新生物診断共済

(悪性新生物診断共済金額)

**第83条** 悪性新生物診断共済1口についての共済金額は、1万円です。  
2 悪性新生物診断共済にかかる共済金額（以下「悪性新生物診断共済金」といいます。）の最高限度は、被共済者1人につき50万円です。

(悪性新生物診断共済掛金額)

**第84条** 悪性新生物診断共済1口についての共済掛金額は、別紙第1-2の12「悪性新生物診断共済掛金額算出方法書」に定める方法により算出した額です。

(悪性新生物診断共済金の支払い)

**第85条** 組合は、被共済者が新規契約の発効日より起算して90日を経過した日の翌日（以下「責任開始日」といいます。）以後に、初めて悪性新生物に罹患したと生体検査に基づく医師による病理組織学的所見により診断確定され、かつ、その治療を目的として病院または診療所において治療を開始した場合は、悪性新生物診断共済金を支払います。前述の治療の開始とは、その目的のため2日以上入院することを基準とします。  
2 悪性新生物診断共済金の支払いは、全共済期間を通じて1回とします。

(悪性新生物診断共済金を支払わない場合)

**第86条** 組合は、次の各号に掲げる事由を原因とする場合またはこれらに該当する場合には、悪性新生物診断共済金を支払いません。

- (1) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
- (2) 第1号の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。
- (3) 第1号以外の放射線照射または放射能汚染。

(責任開始日以前の悪性新生物診断確定による共済契約の無効)

**第87条** 被共済者が、第85条（悪性新生物診断共済金の支払い）に規定する責任開始日の前日までに悪性新生物診断確定されていた場合には、共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人が、その事実の知、不知にかかわらず、共済契約の全部または一部、もしくは当該被共済者に係る共済契約について無効とします。

2 第1項の定める事由によって共済契約が無効となった場合には、この組合は、共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、その全額について返還請求できるものとします。

3 第1項の規定により無効とした共済契約についてこの組合が返戻すべき共済掛

金は、以下の定めによるものとします。

- (1) 告知日以前に被共済者が悪性新生物と診断確定されていた事実を共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人の全てが知らなかった場合には、すでに払込まれた共済掛金の全額を返戻します。
- (2) 告知日以前に被共済者が悪性新生物と診断確定されていた事実を共済契約者、被共済者、共済金受取人またはこれらの者の代理人のいずれか一人でも知っていたときは、すでに払込まれた共済掛金は返戻しません。
- (3) 告知日から責任開始日の前日までに被共済者が悪性新生物と診断確定されていた場合には、すでに払込まれた共済掛金の全額を返戻します。

## 第3章 共済事業の実施方法

(責任準備金および支払備金)

第88条 組合は、消費生活協同組合法の定めるところにより、毎事業年度末において責任準備金および支払備金を積み立てます。

- 2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金と異常危険準備金とし、その額は、別紙第3「責任準備金・支払備金算出方法書」において定める方法により算出した額です。
- 3 異常危険準備金は、次に掲げる場合を除き取り崩さないものとします。

- (1) 危険差損(実際の危険率が予定危険率より高くなった場合に生じる損失をいう。)がある場合において、当該危険差損のてん補に充てるとき。
- (2) 租税特別措置法第57条の第7項の規定に基づき異常危険準備金の金額の一部が損益の額に算入された事により税負担が生じた場合において、当該税負担に充てるとき。

(異議申立ておよび審査委員会)

第89条 共済契約者または共済金受取人が、共済契約または共済金の支払いに関する組合の処分不服があるときは、組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができます。

- 2 第1項の異議の申立ては、組合の処分があったことを知った日の翌日から60日以内に書面をもって行わなければなりません。
- 3 第2項の規定による異議申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知します。
- 4 審査委員会の組織および運営に関する事項は、細則に定めるところによります。

(細則)

第90条 この規約に定めるもののほか、共済事業実施のための手続き、その他事業の執行について必要な事項は、細則で定めます。

(規約の改廃)

第91条 この規約の改廃は、総代会の議決を経るものとします。

附 則

(施行期日) 栃木県知事の認可を受けた日から施行

- |      |       |       |      |
|------|-------|-------|------|
| (改定) | 平成22年 | 3月31日 | 一部改定 |
| (改定) | 平成22年 | 10月5日 | 一部改定 |
| (改定) | 平成29年 | 7月25日 | 一部改定 |
| (改定) | 平成30年 | 8月7日  | 一部改定 |
| (改定) | 令和3年  | 3月24日 | 一部改定 |
| (改定) | 令和7年  | 2月14日 | 一部改定 |

## ■お客様に関する情報の取り扱いについて

### (1)お客様に関する情報の利用目的について

この共済契約のお申し込みにおいて、お客様よりご提供いただいた情報につきましては、共済制度の健全な運営とお客様に対するサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただきます。

- 共済契約の引受、共済金の支払その他当組合の共済契約の履行および付帯サービスの提供
- 共済事故の調査(関係先に対する照会等を含みます)
- 当組合、グループ団体または提携先の保険商品・金融商品、各種サービス等の案内・提供

### (2)お客様に関する情報の第三者提供について

この共済契約のお申込みに際して、お客様よりご提供いただいた情報につきましては、共済制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

- |   |
|---|
| ① (1)に定める利用目的の範囲において、グループ団体又は提携先企業等と共同利用する場合  |
| ② 共済契約の適正な引受、共済金の適正な支払および不適切な共済金の請求等を防止する為、共済団体および保険会社等の間において、共済(保険)契約、共済(保険)事故、共済(保険)金請求または共済(保険)金支払等に関する情報を交換する場合 |
| ③ 共済金の適正かつ迅速な支払を行うために必要な範囲内の情報を、医療機関・当事者等の関係先に提供する場合  |



栃木県認可 栃木県指令くらし第271号

# 栃木つつじ生活協同組合

〒320-0811 栃木県宇都宮市大通り5-2-8 ACアネックスビル601号室

TEL.028-678-3390 FAX.028-678-3391